

2014年（平成26年）6月30日

会員各位

大阪弁護士会  
会長 石田法子

**弁護士法第23条の2に基づく照会のご案内**  
**～債務名義のある債権の債務者の預金口座について**  
**三井住友銀行が支店名等を回答します～**

従前、預金債権差押え準備のため、各金融機関本店に対し、債務者が預金口座を有する支店等について回答を求める23条照会（「全店照会」といいます。）が行われてきましたが、多くの金融機関は、顧客の秘密保護、預金者の承諾が得られないこと等を理由に回答を拒否していました。

当会は、不当な回答拒否であるとして金融機関に書面により申入れすると共に、株式会社三井住友銀行との間で、全店照会に対する回答を得られるべく協議していたところ、今般、民事執行法第22条に定める債務名義（ただし第5号公正証書を除く。）を取得した債権に基づいて、所定の様式<sup>1</sup>に従い、債権差押命令申立のため全店照会を行った場合には、債務者が預金口座を有する支店名、回答日現在の残高等について迅速な回答を得られることとなりました（ただし、賦課金とは別に債務者1名につき同行に対する手数料3,000円（消費税別）<sup>2</sup>が必要です。）。本年7月1日より上記取扱いが開始されますので、ご案内いたします。

本照会の際には、当会において債務名義の内容を確認いたしますので、照会用紙に、債務名義の原本、または、原本に相違ない旨申出弁護士が認証した債務名義の写しを添付いただくようお願いいたします。なお、事務手続きの便宜上、添付いただいた上記資料は当会においてお預かりし、返還できませんのでご了承下さい（お預かりした資料は所定の期間経過後廃棄いたします。）。

また、本照会によっては、同行の債務者に対する債権の有無、先行する差押えの有無等の情報は得られず、かつ、基本的には住所・氏名・生年月日等について完全一致した口座の情報のみが開示対象となり必ずしも当該債務者が有する全ての預金口座について回答が得られるものではないことにご留意下さい。

上記方法によらない同行及び他の金融機関に対する全店照会についての当会の対応は従来通りです。

「申出の理由・照会事項」、別紙「調査対象者に関する情報」及びその記入例、照会上の注意事項は、大阪弁護士会HP会員専用サイト：書式・資料：23条照会で公開されており、書式のダウンロードも可能です。

---

1\* 所定の様式とは「申出の理由・照会事項」、別紙「調査対象者に関する情報」をいう。

2\* 同一人と判断される場合で、預金者名、届け出住所が異なる場合には5通りまで。5通りを超えた場合にはさらに5通り毎に3,000円（消費税別）。所定の用紙にてお支払いください。